

県発注工事の積算誤りについて

令和7年8月19日
福島県相双建設事務所

1 事案の概要

相双建設事務所が発注した「河川海岸改良（改良）工事（橋梁上部）」において、契約締結後、鋼製型枠設置・撤去工の積算に誤りがあることが判明し、本来、契約すべき相手と契約していない案件が発生しました。

2 積算を誤った工事

工事番号 第24-41370-0298号
工事名 河川海岸改良（改良）工事（橋梁上部）
工事箇所 小泉川筋
（相馬市中村地内）
契約日 令和7年1月14日
入札方式 条件付一般競争入札（総合評価方式・標準型）
工事概要 橋梁上部工 単純プレベーム合成桁 L=25.0m
契約金額 191,730,000円（税込み）
受注者 川田建設株式会社

3 経緯等

契約相手方と打合せを行った際、設計計上している「鋼製型枠設置・撤去工」について単位当たりの数量に誤りが確認され、これにより、正しく積算した場合に落札候補者の順位が変わることが判明しました。

4 対応

契約相手方及び応札者に対し経過の説明と謝罪を行い、了解を得て、契約を終了します。

なお、当該工事の今後の対応につきましては、別途検討してまいります。

5 再発防止策

入札・契約手続については、十分に注意を払いながら業務を行っているところですが、今後は、一層のチェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

【問い合わせ先】

相双建設事務所

事業部長 高橋 章行（電話0244-26-1203）